

令和5（2023）年度横須賀市立鷹取中学校 部活動年間指導計画

1 指導目標

部活動も教育課程との関連を持たせ、学校教育目標の具現化を図るための重要な教育活動である。そのために次の点を重視して、指導することを目指す。

- (1) 部活動を通じて、人間関係を養いながら様々な達成感を培わせる。
- (2) 学校の教育活動の一環として、本校の教育目標を念頭におきながら活動させる。
- (3) 生徒の自主性・自発性を尊重した活動にするため、部長と顧問を中心に活動内容を計画的に作り上げていく。

2 指導方針

- (1) 顧問間で連携を図り、指導法の研修に努め、効果的で効率的な活動を実践する。
- (2) 年間を通じて、見通しを持った計画的な指導を行う。また、生徒や保護者とその計画を共有する。
- (3) 生徒の自主的・自発的な活動であることを踏まえ、部長会など生徒組織を有効に機能させる。
- (4) 「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」と「鷹取中学校部活動に係る活動方針」に則り、各顧問はその指導について絶えず見直し、改善すべき点は速やかに改善する。

3 指導体制

- (1) 顧問長は校務分掌上の「部活動指導係」とする。
- (2) 今年度設置する部とそれぞれの指導体制は次の表のとおりとする。

運動部	部活動名	野球	サッカー	ソフトテニス	バスケットボール	バレーボール	駅伝	
	顧問	松永	中丸	塩見	野沢	須藤美	野沢	
			加島	須藤基	三橋	小山内	田中	三橋
	技術指導者 (市派遣)					田辺翼	小山内	須藤美
他の 外部指導者								

運動部	部活動名	創作	音楽	科学	美術
	顧問	津軽	角谷	田中	野沢
		荒井	三本・荒井	荒井	荒井
	技術指導者 (市派遣)				
他の 外部指導者					

4 年間指導計画

月	学校行事	対外的行事	部活動に係る計画
4月	春季休業 始業式・入学式 生徒会オリエンテーション 生徒総会 家庭訪問 身体測定		年間計画作成（各部） 4月活動計画作成 4月活動実績作成 5月活動計画作成
5月	修学旅行 防災訓練		部活動規約生徒確認 部活保護者会 5月活動実績作成 6月活動計画作成
6月	修学旅行 定期試験Ⅰ	ブロック大会	6月活動実績作成 7・8月活動計画作成
7月	三者面談 夏季休業	県総体	7月活動実績作成
8月	夏季休業	子どものための音楽会	8月活動実績作成 9月活動計画作成
9月	定期試験Ⅱ	市民体育大会	9月活動実績作成 10月活動計画作成
10月	体育祭 文化祭 終業式・始業式	市駅伝競走大会	駅伝壮行会 10月活動実績作成 11月活動計画作成
11月	生徒会役員選挙 定期試験Ⅲ	新人スポーツ大会	11月活動実績作成 12月活動計画作成
12月	三者面談 冬季休業		部室等活動場所大掃除 12月活動実績作成 1月活動計画作成
1月	冬季休業 書初め大会 百人一首大会		1月活動実績作成 2月活動計画作成
2月	新入生保護者説明会 定期試験Ⅳ お別れ遠足		部活会計報告（生徒会・各部） 2月活動実績作成 3月活動計画作成
3月	卒業記念講演 学年レク 卒業式・修了式 春季休業		3月活動実績作成 次年度への引継ぎ

5 部の設置について

- (1) 部の新設をすることはしない。ただし、下記の部分がクリアできた場合については、検討の余地を残す。
- ① 現状の職員数が大幅に増員され、3年以上継続される見込みがある場合。
 - ② ①の条件が満たされ、なおかつ、「顧問が3年以上異動しないだろうという予想」「部活に必要な部員数が十分に確保される」「活動場所・内容が明確な場合」とする。
- (2) 部の名称や、活動内容の一部を変更することは、下記の手順によって認める。
- ① 管理職に相談する。
 - ② 顧問・生徒（必要に応じて、保護者の理解・協力も必要）が十分に理解している。
 - ③ ①、②を前提として、職員会議に提案し、全体場で認められる。
- (3) 4月の本入部時点で、在籍部員数が0または、大会参加出場可能人数に満たなかった場合、廃部の候補とし、存続の検討を行う。

6 部活動に係る経費

- (1) 生徒会より、部活動費として各部に予算配当される。また、各部において、所属する生徒の保護者から、月額500円を上限として活動費（部費）を徴収することができる。その際、生徒・保護者の十分な理解を得るよう努める。
- (2) 各顧問は、部活動に係る経費の収支について、2月末までに教頭に提出する。また、保護者から徴収した場合は、保護者あてに収支報告をする。

7 規約

次に示すものを「鷹取中学校部活動に関する規約」とし、これに基づいてすべての部において共通の指導をする。本規約は部長会、部活動ミーティング、保護者説明会等を通じて、生徒・保護者に周知し、共通理解を図る。また、活動の実態に即したものとなるよう、内容については、毎年度協議する。

1 入部（退部）の手続き等

- (1) 入部（退部）を希望する生徒は、保護者の了承のもと、入部（退部）届を学校に提出する。
- (2) 新年度の2、3年生においては、前年度に所属していた部活への継続（退部）届を提出する。学級担任が承認した後、顧問が集約する。
- (3) 新入生は、4月の仮入部期間に複数の部活を体験することができる。その際、仮入部届を学級担任に提出し、顧問が集約する。

2 活動日

- (1) 活動日は、平日は月曜日から金曜日までの中の4日、休日は土曜日・日曜日のいずれか1日を原則とする。
- (2) 職員会議・学年会・校内研修会・部会・企画が設定されている日は、原則として活動を行わない。
- (3) 定期試験1週間前は、原則として活動を停止する。ただし、試合・発表が間近な場合は、保護者の承諾を得た上で、1時間程度の活動を認める。
- (4) 公式試合1週間前は、30分の延長が出来る。

- (5) 長期休業中の活動は、夏休みは練習試合を含め、公式戦を除き 20 日以内（閉庁日以外の日）、冬休みは 12/28～1/4 以外の日、春休みは職員会議日以外で活動する。
- (6) 大会 1 週間前における練習については、下記に示す。
- ① 部活顧問長に確認をとり、練習を行ってよい。その場合の練習メニューについては、安全面を最優先したものを作成し、部長に十分指導する。
 - ② 職員会議・学年会・部会・企画のときは、1 時間程度の活動を認める。校内研修会の研究授業のときは、活動を行わない。
 - ③ 職員会議・学年会・校内研修会・部会・企画が週に 2 回以上入らないように配慮する。

3 活動時間

- (1) 平日放課後の活動時間・完全下校時間は次のとおりとする。
- ① 夏季（2 月下旬～前期終了） 5 時間授業：17 時 05 分活動終了 17 時 20 分完全下校
6 時間授業：17 時 45 分活動終了 18 時 00 分完全下校
 - ② 冬季（後期開始～2 月中旬） 17 時 00 分活動終了 17 時 15 分完全下校
 - ③ 午前日課等特別な場合 教務と部活顧問長で相談し、時間を事前に知らせる。
- (2) 休日・長期休業中は、年間を通じて 3 時間程度とする。
- *なお、大会日程等、各部の状況によって活動日や活動時間を変更する場合は、「鷹取中学校部活動に係る活動方針」に則り、月、学期、年間単位で調整し、適切な時間及び休養日を設定する。

4 活動場所

- (1) 平日放課後の割り当て
- ・校庭…野球部、サッカー部
 - ・体育館…バスケットボール部、バレーボール部
 - ・その他…テニスコート（ソフトテニス部）、被服室（創作部）、第 1 音楽室（音楽部）、科学部室・第 2 理科室（科学部）、美術室（美術部）
- (2) 武道館の割り当て
- 月曜日 野球部・サッカー部 火曜日 ソフトテニス部 水曜日 野球部・サッカー部
木曜日 野球部・サッカー部 金曜日 ソフトテニス部
- (3) 休日及び長期休業中の校庭・体育館の割り当て
- 学校開放運営委員会時に示せるよう、校庭・体育館を使用する部活で調整する。

5 施設等の使用

- (1) 部室及び体育館・武道館の鍵は職員室で管理し、所属する部員が借用。開錠、施錠を行う。下校時に、顧問が点検をする。
- (2) 活動場所の使用前には安全を確認し、使用後は清掃等をしてもとの状態に戻す。
- (3) 武道館の練習については、下記の内容を守って使用する。
- ① ボールを壁や天井にぶついたりしては絶対にしない。
 - ② 体育館と同様に、体育館履きを履かなければならない。畳部分については裸足でなければならない。
 - ③ 雨天での使用する部活は 4（2）で示した通り。

6 活動全般

- (1)活動中は、顧問及び指導者の指導のもとで活動させる。部長は活動開始前と活動終了後に顧問と必ず連絡を取る。また、下校前にはミーティングを行う。
- (2)事故やけが、施設用具の破損等がないように十分注意する。万一事故等が起きた場合は、速やかに近くの教職員に連絡する。
- (3)登下校の服装は、標準服または学校指定の体操服や部で認められた服装とする。
- (4)飲み物は、水筒にお茶類かスポーツドリンクを入れて持ってきてよい。休日はペットボトルも可。ただし、ゴミは家に帰って捨てる。
- (5)自転車通学は絶対に禁止。
- (6)携帯電話・スマートフォンの持ち込みは禁止。ただし、許可する必要があると顧問が判断した場合は、登校後に顧問に預ける。その際、登下校時にみだりに扱うことはしない。
- (7)活動時の服装は、制服または学校指定の体操服、部で認められた服装とする。
- (8)部員としての自覚を持ち、入部した限り、さぼらず参加し、安易に転部や退部をしない。
- (9)学校の規則を厳守できない場合は、活動を停止する場合がある。判断については、部活顧問長と生活指導部長等で判断していく。
- (10)大会や練習試合の際、他の部活の応援は行かない。
- (11)3年生の最後の大会（発表会）から共通選抜試験までの期間、3年生が部活動へ参加することは認めない。共通選抜試験終了後は、顧問の許可を得て部活動に参加することを認める。ただし、スポーツ推薦で、参加を希望する生徒については、土日に進学先高等学校の練習に参加しなければいけない場合に、怪我の予防のためにその週の部活動に1時間程度の練習を認める。

7 校外活動

- (1)会場等への移動時は、事故等に気を付けるとともに、公共のマナーを守る。特に公共交通機関を利用する際は、他の乗客の迷惑とならないよう注意する。
- (2)部の設置はないが、大会等への参加を希望する生徒がいる場合の対応については、毎年度対応可能な範囲を確認し、校長が判断する。原則として、教頭が参加申し込みをして引率をする。ただし、日程的に厳しい場合は、所属学年の職員が引率を行う。

8 その他

- (1)各部の活動が本規約に則って行われているか、部長会で定期的に確認する。
- (2)この規約を改訂する場合は、顧問会で協議する。